

## 要 望 書

現下の社会経済情勢に鑑み、社会保険労務士の労務管理及び労働社会保険に関する専門性を活かし、より一層、社会及び国民に対して、国家資格者たる士業としての責任を果たすため、下記のとおり 要望いたしますので、その実現にお力添え賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 司法制度改革の推進～社会保険労務士法の改正

##### (1) 特定社会保険労務士の活動分野の拡大

司法制度改革において、裁判外紛争解決手続における隣接法律専門職の活用の一環として、社会保険労務士に当事者の 代理人として和解交渉及び和解契約締結を行う権利が認められたが、その業務を行うための特定社会保険労務士になるには、63.5 時間の「特別研修」を修了した後、厚生労働大臣が行う紛争解決手続代理業務試験に合格しなければならない。

特定社会保険労務士は目標の1万人の達成を目前にし、法務大臣の認証ADR機関である「社労士会労働紛争解決センター」は、すべての都道府県社会保険労務士会での開設を目指しており、これまでに連合会と18の都府県で認証され、8道県が近く認証されることとなっている。これにより個別労働関係紛争の解決と司法を国民に身近なものとしていくことに 貢献いたしたいと考えている。

しかし、個別労働関係紛争を解決するには、和解交渉及び和解契約締結の代理の権限だけでは、不十分である。 ついては、特定社会保険労務士が、以下の業務について実行可能となるよう、引き続き司法制度改革の一環として、社会保険労務士法の改正をお願いする。

- ・ 個別労働関係紛争における簡易裁判所での訴訟代理権
- ・ 地方裁判所以上の審級における出廷陳述権
- ・ 労働審判における代理権

また同時に、個別労働関係紛争を扱う厚生労働大臣指定のADR機関での紛争目的価額60万円枠の撤廃をお願いする。

##### (2) 一人法人制度の実現

現在、弁護士を除く士業においては、法人の設立形態としては、二人以上の社員による「共同法人」しか認められていない。「共同法人」の場合、社員全員に対して、自ら関与しない他の社員に起因する業務上の責任までが無限連帯責任として課せられることもあって、平成21年12月末における社会保険労務士法人は395に留まっている。法人化により、事務所資産と個人資産との分離が明確になること、社会的な信用力が向上し、資金調達がしやすくなるなどの利点があり、法人化は社会保険労務士にとって必要な制度であるので、設立要件を緩和して、一人の社員により法人化できるようお願いする。 また、共同法人におけ

る無限連帯責任についても、有限責任制度導入の実現をお願いします。

### (3) 社会保険労務士試験科目等の見直し

社会保険労務士試験については、社会保険労務士法第9条において、社会保険労務士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として、①労働基準法及び労働安全衛生法、②労働者災害補償保険法、③雇用保険法、③の2労働保険の保険料の徴収等に関する法律、④健康保険法、⑤厚生年金保険法、⑥国民年金法、⑦労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識、を試験科目とすることが規定されている。

この科目構成については、昭和43年に社会保険労務士法が制定されて以来今日までの約40年間に、労働及び社会保険に関する法令が数多く新規立法され、社会保険労務士の業務が格段に広がっていること、司法制度改革の中で、社会保険労務士が個別労働紛争解決手続の一翼を担うことになったことなど大きな変更があったにも関わらず、基本的な枠組みはほとんど変更されていない。

については、現在、全国社会保険労務士会連合会において、「社会保険労務士試験検討委員会」の場で具体的な改正案を作成中であるので、そこでの検討がまとまり次第、受験資格から学歴要件を外すことと併せて、試験科目の見直しのための法律改正をお願いしたい。

## 2 「街角の年金相談センター」構想の実現

平成22年1月、日本年金機構の発足に伴い、機構からの委託を受けて全国27都道府県において51の「街角の年金相談センター」の運営を開始したところである。

社会保険労務士会では、年金に対する国民の安心・信頼を確保するためには、国民（相談者）の身近に「対面相談」の窓口を数多く設置して、きめ細かな相談・アドバイスの体制を構築することが必要であり、このため、早期に、47都道府県すべてに「街角の年金相談センター」を設置し、都道府県内各地には特設型の「街角の年金相談センター」を展開することを提案している。

今後、年金受給年齢に到達する人が確実に増加していく中で、遅くとも日本年金機構の中期目標期間である平成26年3月までの間に、「街角の年金相談センター」の全国展開が実現できるよう、強力なご支援をお願いします。

## 3 電子申請の利便性の向上と利用促進のための支援

### (1) 電子申請システムの使い勝手の改善

平成21年3月にe-Govの仕様が公開され、これを受けて業者による業務ソフトの開発が行われ、平成22年6月から社会保険労務士が申請データを一括送信する電子申請が可能となった。しかしながら、官庁からユーザーへの処理結果の返信は今までどおりなので、「下り」の仕様公開が早期に行われることを要望する。

## (2) 利用促進を図るための支援について

全国社会保険労務士会連合会においては、電子証明書を発行する認証局の運営費、維持費及び会員の研修や問い合わせ窓口の充実といったサポート体制の強化のため、年間で一億円近い経費が必要であり大きな負担になっている。

については、認証局の運営・維持・更新費や研修費用の助成など、財政面におけるご支援をお願いします。

## 4 専門家としての処遇の改善

近年、厚生労働省から労働社会保険に関する相談、適用などの委託業務を受けることが増大しているが、社会保険労務士に対して、労働社会保険に関する唯一の国家資格者として、それにふさわしい処遇がなされているとはいえない状況にある。平成22年度予算において、社会保険に関する事業については、10%近い報酬額の改善が実現したが、労働関係の事業も含めて引き続き、専門家としての処遇の改善をお願いします。